

令和元年第4回北海道議会定例会 予算特別委員会〔経済部審査〕 開催状況

開催年月日 令和元年12月6日  
 質問者 日本共産党 菊地 葉子 委員  
 答弁者 経済部長、環境・エネルギー室長、  
 環境・エネルギー室参事

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p><b>五 幌延深地層研究計画について</b></p> <p><b>(一) 幌延深地層研究センターの設置にいたった道民の思いについて</b>  <b>(菊地委員)</b>                  まず、幌延深地層研究センターの設置に関し、道民から猛反発が出ました。高レベル放射性廃棄物の持ち込みは受け入れがたいという条例と、三者協定の締結によって、苦渋の選択として、設置された経緯を改めて伺います。また、研究期間を20年程度にすること、放射性廃棄物処分場にはしないことを求めた道民の思いを、道はどのように認識し、受け止めているのか。改めて、お伺いいたします。</p> <p><b>(二) 道民・道内産業等への影響の受け止め等について</b>  <b>(菊地委員)</b>                  この度の、原子力機構からの研究期間延長の申し入れの影響をどのようにとらえているのか。核廃棄物の持ち込みの可能性があることだけでも、道民には、命と健康への不安、それから道内産業・経済・観光への懸念、影響こういうものがもたらされます。道はしっかりとそのことを受け止めているのか。多くの道民が反対する理由を受け止めているのか、伺います。</p> <p><b>(三) 瑞浪市の超深地層研究との違いの認識について</b>  <b>(菊地委員)</b>                  道は、幌延深地層研究センターから、研究経過の報告を受けてきたと、答弁を繰り返しています。同時に、岐阜県瑞浪市の超深地層研究とは違うと答弁してきましたが、その違いをいつの時点で、認識していたのか。当初からわかっていたのではないかと、伺います。</p>	<p><b>(佐藤室長)</b>                  幌延深地層研究計画での経緯等についてでございますが、道では、平成12年に研究計画を受け入れるにあたり、処分場になるのではないかと不安や懸念がある中、北海道における特定放射性廃棄物条例を制定するとともに、幌延町に放射性廃棄物を持ち込ませないための担保措置として三者協定を締結したところでございます。                  道といたしましては、道民の皆様の不安や懸念を踏まえ、研究期間を20年程度とする、この計画は、三者協定に則って進めていくことが必要と考えております。</p> <p><b>(佐藤室長)</b>                  この度の申し入れの影響についてでございますが、道では、原子力機構から、これまでも毎年度の研究計画や研究の成果報告を受ける際に放射性廃棄物を持ち込んだ研究は行わないことを始めとして、三者協定が遵守されていることを確認してきているところでございます。                  また、坑内での事故など安全上の問題が発生した場合には、現地調査を行い、原因の究明と再発防止の徹底を求めてきたところでございます。                  いずれにいたしましても、研究期間の延長の申し入れに伴い、道民の皆様の間には、なし崩し的に最終処分場になるのではないかと不安があるものと考えており、三者協定の遵守はもとより、積極的かつ正確な情報公開と発信が必要と考えております。</p> <p><b>(池本参事)</b>                  瑞浪超深地層研究所との違いについてでございますが、瑞浪超深地層研究所が地層科学研究のみを実施することとしているのに対し、幌延深地層研究センターでは、当初計画において、この地層科学研究に加え、地層処分研究開発も実施することとされており、道としても、研究開始の段階より承知していたものでございます。                  この度の研究期間の延長の理由について、確認会議において、幌延深地層研究センターでは、瑞浪と共通の地層科学研究はほぼ終了しているものの、地層処分研究開発の研究の一部に遅れがあったことなどにより、成果を得るためには、継続して実施する必要があることを確認したところでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p><b>(四) 研究成果と終了時期の検討時期及び検討内容について</b> (菊地委員) 知事は幌延深地層研究の終了時期を確認したとは答弁しませんでした。確認会議の設置まで、庁内で、具体的に研究成果と終了時期について、いつの時点で、どのように検討されたのか伺います。</p> <p><b>(五) 研究終了時期と道民の信頼関係について</b> (菊地委員) 毎年度の成果の報告を受ける際に、状況を確認し、概ね順調との報告を受けてきたとのことですが、当初計画の20年程度で終了しないこと、こういう申し入れについて、道民との信頼関係を壊すとは考えていないのでしょうか、伺います。</p>	<p><b>(池本参事)</b> 研究成果などの確認についてでございますが、道としては、これまで、原子力機構から、毎年度の研究計画や事業成果の報告を受ける際に、研究がスケジュールに概ね沿って進められていることを確認しており、第3期中長期目標期間が始まった平成27年度には「平成31年度末までに研究終了までの工程とその後埋め戻しについて決定する」との機構の考え方を確認し、その後は、毎年度の報告を受ける際に、この考えに変化がないことを確認してきたところでございます。</p> <p>そうした中、本年8月、機構から、道及び幌延町に対し、「令和2年度以降の幌延深地層研究計画案」の提出と協議の申し入れがあったところであり、道では幌延町と確認会議の開催について協議、合意の上、必要性や妥当性、協定との整合などの観点から、その内容を精査することとしたところでございます。</p> <p><b>(池本参事)</b> 幌延深地層研究計画への認識でございますが、道といたしましては、深地層研究計画が三者協定に則り進められることが重要と考えており、「平成31年度までに研究終了までの工程と、その後の埋め戻しについて決定する」とされた平成27年度には、機構は今後、三つの必須の課題に重点化した研究開発を進めることを確認するとともに、毎年度の成果の報告を受ける際にその状況を確認し、概ね順調との報告を受けてきたところでございます。</p> <p>こうした中、機構は本年3月末までの外部専門家などによる評価などを踏まえ検討した結果、引き続き研究開発が必要とし、8月に、道と幌延町に対し、研究期間の延長の申し入れを行ったところでございます。</p> <p>これを受け道では、確認会議を開催し、この申し入れが三者協定に基づく計画変更の対象となることを確認したところでございます。</p>
<p><b>【再質】</b> <b>(五) 研究終了時期と道民の信頼関係について</b> (菊地委員) 瑞浪とは違うという地層処分システムの設計や施工に関する研究開発も含めて、道はその経過を確認し、20年程度での終了を確かめなければならない、それが当初計画での終了、道民との信頼関係にとって不可欠だったのではありませんか。そうした認識はあったのでしょうか、伺います。</p>	<p><b>(池本参事)</b> 幌延深地層研究計画への認識についてでございますが、道といたしましては、深地層研究計画が三者協定に則り進められることが重要と考えております。機構は今後、三つの必須の課題に重点化した研究開発を進めることを確認しております。毎年度の成果の報告を受ける際にその状況を確認し、概ね順調との報告を受けてきたところでございます。</p> <p>こうした中、機構は本年3月まで、外部専門家などによる評価などを踏まえまして、引き続き研究開発が必要とし、8月に、道と幌延町に対し、研究期間の延長の申し入れを行ったところでございます。</p> <p>これを受けまして道では、確認会議を開催し、この申し入れが三者協定に基づく計画の変更の対象となることを確認したところでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p><b>【再々質】</b>  <b>(五) 研究終了時期と道民の信頼関係について</b>  <b>(菊地委員)</b>  道は、機構から、概ね順調に進んでいるとの報告を受けてきたと繰り返しますけれども、その際、道から一度でも当初計画の20年で研究が終了するのかと確認したことがあるのでしょうか。確認が不十分だったという認識は全くないのか、伺います。</p> <p><b>【再々再質】</b>  <b>(五) 研究終了時期と道民の信頼関係について</b>  <b>(菊地委員)</b>  道から一度でも確認したことがあるのかということについてはちょっと不明ですが、研究終了までの工程が示されれば、延長ありきで受け止めていたのではないのでしょうか、お伺いいたします。</p> <p><b>(六) 三者協定と研究終了決定との関係について</b>  <b>(菊地委員)</b>  今回の研究期間の2年、7年の延長は、三者協定に反していないことを確認したというが、それでは協定を遵守するということは、何度でも延長が可能だということでしょうか。研究終了を約束できない協定になっているのではありませんか。幌延深地層研究センターの所長は、「研究に終わりはない」と本音を言いましたが、道は研究終了をどのように決めることができるのか、伺います。</p> <p><b>(七) 知事と機構との会談成果について</b>  <b>(菊地委員)</b>  今日、知事は原子力機構の幹部と会い、研究の延長について協議をしてきました。どのような姿勢で、何を勝ちとろうとしているのでしょうか。機構の研究延長の申し入れに対して、多くの道民が求める研究終了時期を確約できたのでしょうか。核廃棄物の最終処分を受け入れがたいではなく、明確に断ることができるのか、伺います。</p>	<p><b>(池本参事)</b>  原子力機構への確認でございますが、道といたしましてはこれまで、毎年度の機構からの報告の際に、研究期間を20年程度とする計画が、三者協定に則り、スケジュールに概ね沿って進められていることを確認してきてございます。第3期中長期目標期間が始まった平成27年度には、「平成31年度末までに研究終了までの工程とその後の埋め戻しについて決定する」との機構の考え方を確認し、その後も各年度の報告に際して、この考え方に変化がないこと、研究は概ね順調との報告を受けてきたところでございます。</p> <p><b>(池本参事)</b>  原子力機構への確認についてでございますが、道としてはこれまで、計画が三者協定に則り、20年の研究スケジュールに概ね沿って進められていることや、研究終了までの工程に関する考え方を確認し、研究は概ね順調との報告を受けてきたところでございます。</p> <p><b>(佐藤室長)</b>  研究の終了についてでございますが、本今朝の知事と原子力機構の理事長との面談では、理事長から、「令和2年度以降の幌延深地層研究計画案」の研究期間は、第3期及び第4期中長期目標期間の9年であり、その期間を通じて必要な成果を得られるよう取り組むこと、この研究の実施主体として責任を持ってこの計画案に即して研究を進めることを改めて確認したところでございます。</p> <p><b>(佐藤室長)</b>  原子力機構理事長との面談についてでございますが、知事と機構理事長との面談では、三者協定は深地層研究計画を進めるための大前提との認識や、機構は実施主体として責任をもって研究計画案に即して研究を進めること、最終処分場としないことを定めた三者協定を遵守することはこれまでと全く変わらないこと、また、「令和2年度以降の幌延深地層研究計画案」の研究期間は、第3期及び第4期中長期目標期間の9年間であること、その期間を通じて必要な成果を得られるよう取り組んでいくことを確認したところでございます。</p> <p>加えて、今後、機構において研究の工程表を整理するとともに、積極的な情報の公開と発信を行っていくことなどを確認したところでございます。</p>

質 問 要 旨	答 弁 要 旨
<p><b>(八) 決定に至るまで議論を尽くすべき (菊地委員)</b></p> <p>結局は、新たな終了期間、そういうことを三者協定のその中にきちんと書き込む、そういう約束ではないですよね。核廃棄物の持ち込みはできない根拠となる新たな条例や、研究終了時期を明記した新たな協定が必要になってくると思います。そうでなければ、いつまでも研究終了の目処がたたなければ、ずるずると研究が続くこととなります。そういう協定が必要となるような、道民議論を尽くした決定が必要になってくると思います。軽々しく決定するのではなく、時間をかけて、議論を尽くすことが必要と考えますがいかがでしょうか。</p> <p><b>(菊地委員)</b></p> <p>まだ予算特別委員会が開催されている最中です。知事が当委員会での議論も踏まえ、今朝、機構の理事長とトップ会談し、延長の申し入れを確認するなど、議会軽視も甚だしいと思います。到底納得できません。直接知事に伺いますので、お取り計らいください。</p>	<p><b>(経済部長)</b></p> <p>今後の対応についてでございますが、道は、この度の原子力機構からの当初計画の延長の申し入れに対し、確認会議を開催をし、延長の理由や研究期間の考え方、三者協定との整合性などについて精査をした結果、この度の申し入れには、三者協定に反するものはないことを確認いたしました。</p> <p>一方では、なし崩し的に最終処分場になるのではないかといった道民の声も依然としてあるところでございます。</p> <p>こうした声を踏まえ、本日朝、知事が機構の理事長と面談をし、最終処分場としないことをはじめ三者協定は深地層研究計画を進める大前提であることや、令和2年度以降の幌延深地層研究計画の研究期間は9年間であること、その期間を通じて必要な成果を得られるよう取り組んで行くことなどを改めて確認したところであり、道議会での議論や、地元幌延町のご意向を踏まえ、研究計画案に対する道の対応を判断してまいります。</p>